

第3号議案

宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

宮城県教育委員会行政組織規則（昭和41年宮城県教育委員会規則第4号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年3月18日提出

宮城県教育委員会教育長 伊 東 昭 代

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会行政組織規則（昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条中「スポーツ健康課」を「保健体育安全課」に改める。
 第七条の二に次の一項を加える。

3 第一項の班に副班長を置き、その職務は、班の事務を整理し、班長を補佐することとする。

第八条の二中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。
 第十一条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 幼児教育の推進に関する事。

第十三条の三（見出しを含む。）中「スポーツ健康課」を「保健体育安全課」に改め、第五号から第七号までを削り、第八号を第五号とし、第九号を第六号とし、第十号及び第十一号を削る。

第十六条（見出しを含む。）中「教育次長」を「副教育長」に改める。

第十七条第一項の表中

<p>課（室） 長補佐</p>	<p>課（室）</p>	<p>上司の命を受け、課（室）の事務を整理し、課（室）長を補佐する。ただし、総括担当を命じられた者以外の者は、課（室）の一部の事務を整理し、課（室）長を補佐するものとする。</p>
<p>技術補佐</p>	<p>課（室）（特に必要と認める課（室）に限る。）</p>	<p>上司の命を受け、課（室）の専門的技術に関し、課（室）長を補佐する。ただし、総括担当を命じられた者以外の者は、課（室）の一部の専門的技術に関し、課（室）長を補佐するものとする。</p>

を

中

<p>スポーツ振興専門監</p>	<p>学校安全・防災専門監</p>	<p>技術補佐</p>	<p>課(室)長補佐</p>	<p>総括技術補佐</p>	<p>総括課(室)長補佐</p>
<p>スポーツ健康課</p>	<p>スポーツ健康課</p>	<p>課(室) (特に必要と認める課(室)に限る。)</p>	<p>課(室)</p>	<p>課(室) (特に必要と認める課(室)に限る。)</p>	<p>課(室)</p>
<p>上司の命を受け、スポーツの振興に係る施策の推進及びスポーツ団体に関する事務を掌理する。</p>	<p>上司の命を受け、学校安全に係る施策の推進及び学校の防災管理体制の整備に関する事務を掌理する。</p>	<p>上司の命を受け、課(室)の一部の専門的技術に関し、課(室)長を補佐する。</p>	<p>上司の命を受け、課(室)の一部の事務を整理し、課(室)長を補佐する。</p>	<p>上司の命を受け、課(室)の専門的技術に関し、課(室)長を補佐する。</p>	<p>上司の命を受け、課(室)の事務を整理し、課(室)長を補佐する。</p>

を

に改め、同条第二項の表

学校安全
・防災専
門監

保健体育安全課
上司の命を受け、学校安全に係る施策の推進及び学校の防災管理体制の整備に関する事務を掌理する。

に改め、同条第四項中「

課（室）長補佐」を「総括課（室）長補佐は事務職員を、課（室）長補佐」に改め、「管理主事を、」の下に「総括技術補佐及び」を加え、「スポーツ振興専門監」を削る。

第十八条第一項の表中

主幹	上司の命を受け、特定事項についての調査、企画及び立案を参画し、並びに主査の事務を整理する。
主任主査	上司の命を受け、特定事項についての調査、企画及び立案に参画し、並びに特に命ぜられた事項を処理する。

を

主幹	上司の命を受け、特定事項についての調査、企画及び立案に参画し、並びに主任主査及び主査の事務を整理する。
主任主査	上司の命を受け、特定事項についての調査、企画及び立案に参画し、並びに主査の事務を整理する。

に、

技術主幹	上司の命を受け、専門的技術に係る特定事項についての調査、企画及び立案に参画し、並びに技術主査の事務を整理する。
------	---

を

技術主幹	上司の命を受け、専門的技術に係る特定事項についての調査、企画及び立案に参画し、並びに技術主任主査及び技術主査の事務を整理する。
技術主任主査	上司の命を受け、専門的技術に係る特定事項についての調査、企画及び立案に参画し、並びに技術主査の事務を整理する。

に改め、同条第二項中「

、主幹」の下に「、主任主査」を加え、「、主任主査は事務職員、技術職員、指導主事、社会教育主事又は管理主事を」を削り、「技術主幹」の下に「、技術主任主査」を加える。

3 第二十二條に次の一項を加える。

次長	上司の命を受け、地方機関の事務を整理し、地方機関の長を補佐する。
地方機関	上司の命を受け、地方機関の長を補佐する。ただし、総括担当を命じられた者以外の者は、地方機関の一部の事務を整理し、地方機関の長を補佐するものとする。

を

第二十三條第一項の表中

総括次長	地方機関	上司の命を受け、地方機関の事務を整理し、地方機関の長を補佐する。
次長	地方機関	上司の命を受け、地方機関の一部の事務を整理し、地方機関の長を補佐する。

に改め、同条第二項中「

技術職員を」の下に「、総括次長は事務職員を」を加える。
第二十九条の二第一項の表中

主任主査	上司の命を受け、特定事項についての調査、企画及び立案に参画し、並びに特に命ぜられた事項を処理する。
------	---

を

主任主査	上司の命を受け、特定事項についての調査、企画及び立案に参画し、並びに特に命ぜられた事項を処理する。
技術主任主査	上司の命を受け、専門的技術に係る特定事項についての調査、企画及び立案に参画し、並びに特に命ぜられた事項を処理する。

に改め、同条第二項中「、

主幹」の下に「、主任主査」を、「技術主幹」の下に「、技術主任主査」を加え、「もつて充て、主任主査は、事務職員又は技術職員を」を削る。
第三十五条の五に次の一項を加える。

3 第一項の班に副班長を置き、その職務は、班の事務を整理し、班長を補佐することとする。

次長	教育機関	上司の命を受け、教育機関の事務を整理し、教育機関の長又は教育機関の長及び副所（館）長を補佐する。ただし、総括担当を命じられた者以外の者は、教育機関の一部の事務を整理し、教育機関の長及び副所（館）長を補佐す
----	------	--

第三十六条第一項の表中

教育機関の部	
	<p>上司の命を受け、教育機関の部の事務を整理し、部長を補佐する。ただし、総括担当を命じられた者以外の者は、教育機関の部の一部の事務を整理し、部長を補佐するものとする。</p>
	<p>るものとする。</p>

を

次長		総括次長	
教育機関の部	教育機関	教育機関の部	教育機関
<p>上司の命を受け、教育機関の部の一部の事務を整理し、部長を補佐する。</p>	<p>上司の命を受け、教育機関の一部の事務を整理し、教育機関の長又は教育機関の長及び副所（館）長を補佐する。</p>	<p>上司の命を受け、教育機関の部の事務を整理し、部長を補佐する。</p>	<p>上司の命を受け、教育機関の事務を整理し、教育機関の長又は教育機関の長及び副所（館）長を補佐する。</p>

に改め、同条第二項

中「司書又は学芸員を」の下に「、総括次長は事務職員を」を加える。
 第三十八条第二項中「主任主査」を「技術主任主査」に改める。
 別表第二第二号の表中宮城県スポーツ推進審議会の項及び宮城県総合運動場指定管理者選定委員会の項を削る。

別表第三の表中宮城県ライフル射撃場の項から宮城県総合運動公園（宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投てき場、総合体育館、総合プール、テニスコート及び合宿所並びにその周辺の公園施設並びに宮城県サッカー場）の項までを削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

宮城県教育委員会行政組織規則（昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号）新旧対照表

改 正 案	現 行	備 考
<p>第一条～第六条の二（略）</p> <p>（課、室の設置）</p> <p>第七条 本庁に総務課、教育企画室、福利課、教職員課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、施設整備課、保健体育安全課、生涯学習課及び文化財課を置く。</p> <p>（班の設置等）</p> <p>第七条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の班に副班長を置き、その職務は、班の事務を整理し、班長を補佐することとする。</p> <p>第八条（略）</p> <p>（教育企画室）</p> <p>第八条の二 教育企画室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 教育行政に関する総合的な企画及び立案に関すること。</p> <p>二 県立高校将来構想の推進に関すること。</p> <p>三 高等学校及び県立中学校の組織編制及び収容定員に関すること。</p> <p>四 県立中学校の設置及び廃止に関すること。</p> <p>五 教育行政の情報化の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。</p> <p>第九条～第十条（略）</p> <p>（義務教育課）</p> <p>第十一条 義務教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 幼児教育の推進に関すること。</p>	<p>第一条～第六条の二（略）</p> <p>（課、室の設置）</p> <p>第七条 本庁に総務課、教育企画室、福利課、教職員課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、施設整備課、スポーツ健康課、生涯学習課及び文化財課を置く。</p> <p>（班の設置等）</p> <p>第七条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第八条（略）</p> <p>（教育企画室）</p> <p>第八条の二 教育企画室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 教育行政に関する総合的な企画及び立案に関すること。</p> <p>二 幼児教育の推進に関すること。</p> <p>三 県立高校将来構想の推進に関すること。</p> <p>四 高等学校及び県立中学校の組織編制及び収容定員に関すること。</p> <p>五 県立中学校の設置及び廃止に関すること。</p> <p>六 教育行政の情報化の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。</p> <p>第九条～第十条（略）</p> <p>（義務教育課）</p> <p>第十一条 義務教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一～七（略）</p>	<p>○組織改編による</p> <p>○組織改編による</p> <p>○グループ制の見直しによる</p> <p>○組織改編による</p>

九 小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園に関する教育団体の育成及び指導に關すること。
十 県費負担教職員の旅費の予算及び決算に關すること。

第十二条、第十三条の二 (略)

(保健体育安全課)

第十三条の三 保健体育安全課の分掌事務は、次のとおりとする。
一 学校保健に關すること。
二 学校安全に關すること。
三 学校給食に關すること。
四 学校体育に關すること。

五 学校保健、体育及び給食關係団体の育成並びに指導に關すること。
六 独立行政法人日本スポーツ振興センターに關すること。

第十三条の四、第十五条の二 (略)

(副教育長)

第十六条 本庁に副教育長を置く。
副教育長は、事務職員をもつて充てる。
副教育長は、教育長を補佐し、教育長の定めるところにより本庁の事務を整理する。

(職及び職務)

第十七条 本庁には、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ当該中欄に掲げる組織に置き、その職務は、それぞれ当該下欄に掲げるとおりとする。

八 小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園に関する教育団体の育成及び指導に關すること。
九 県費負担教職員の旅費の予算及び決算に關すること。

第十二条、第十三条の二 (略)

(スポーツ健康課)

第十三条の三 スポーツ健康課の分掌事務は、次のとおりとする。
一 学校保健に關すること。
二 学校安全に關すること。
三 学校給食に關すること。
四 学校体育に關すること。
五 生涯スポーツの振興に關すること。
六 競技スポーツの振興に關すること。
七 競技力向上の推進に關すること。
八 学校保健、体育及び給食關係団体の育成並びに指導に關すること。
九 独立行政法人日本スポーツ振興センターに關すること。

十 公益財団法人宮城県スポーツ協会(平成六年三月八日に財団法人宮城県スポーツ振興財団という名称で設立された法人をいう。)その他各種スポーツ団体の育成及び指導に關すること。
十一 総合運動場及びライフル射撃場に關すること。

第十三条の四、第十五条の二 (略)

(教育次長)

第十六条 本庁に教育次長を置く。
教育次長は、事務職員をもつて充てる。
教育次長は、教育長を補佐し、教育長の定めるところにより本庁の事務を整理する。

(職及び職務)

第十七条 本庁には、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ当該中欄に掲げる組織に置き、その職務は、それぞれ当該下欄に掲げるとおりとする。

○組織改編による

○グループ制の見直しによる

○グループ制の見直しによる

(略)	職	2 前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ当該中欄に掲げる組織に置き、その職務は、それぞれ当該下欄に掲げるとおりとする。	技術補佐	課(室) 長補佐	総括技術 補佐	総括課 (室)長 補佐	(略)	職
	組織		課(室) (特に必要と認め る課(室) に限る。)	課(室)	課(室) (特に必要と認め る課(室) に限る。)	課(室)	課(室)	組織
	職務		上司の命を受け、課(室)の一部の専門的技術に関する。課(室)長を補佐する。	上司の命を受け、課(室)の一部の事務を整理し、課(室)長を補佐する。	上司の命を受け、課(室)の専門的技術に関し、課(室)長を補佐する。	上司の命を受け、課(室)の事務を整理し、課(室)長を補佐する。	職務	

(略)	職	2 前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ当該中欄に掲げる組織に置き、その職務は、それぞれ当該下欄に掲げるとおりとする。	技術補佐	課(室) 長補佐			(略)	職
	組織		課(室) (特に必要と認め る課(室) に限る。)	課(室)				組織
	職務		上司の命を受け、課(室)の一部の専門的技術に関する。ただし、総括担当を命じられた者以外の者は、課(室)の一部の専門的技術に関する。課(室)長を補佐するものとする。	上司の命を受け、課(室)の一部の事務を整理し、課(室)長を補佐するものとする。				職務

○組織改編による

(略)	主任主査	主幹	(略)	職	職	務	<p>第十八条 本庁における専門的事項を処理させるため、必要と認めるときは、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ当該下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>4 3 課(室) 長は事務職員又は技術職員を、総括課(室)長補佐は事務職員を、課(室)長補佐は事務職員、指導主事、社会教育主事又は管理主事を、総括技術補佐及び技術補佐は技術職員を、小中学校人事専門監、県立学校人事専門監、心のサポート専門監、特別支援教育専門監、学校安全・防災専門監、スポーツ振興専門監、社会教育専門監及び企画員は事務職員又は技術職員をもつて充てる。</p>	(略)	(略)	(略)	学校安全 ・防災専門監	保健体育 安全課	(略)
												(略)	(略)	(略)

(略)	主任主査	主幹	(略)	職	職	務	<p>第十八条 本庁における専門的事項を処理させるため、必要と認めるときは、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ当該下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>4 3 課(室) 長は事務職員又は技術職員を、課(室)長補佐は事務職員、指導主事、社会教育主事又は管理主事を、総括技術補佐は技術職員を、小中学校人事専門監、県立学校人事専門監、心のサポート専門監、特別支援教育専門監、学校安全・防災専門監、スポーツ振興専門監、社会教育専門監及び企画員は事務職員又は技術職員をもつて充てる。</p>	(略)	(略)	(略)	学校安全 ・防災専門監	スポーツ 健康課	(略)
												(略)	(略)	(略)

○グループ制の見直しによる

○グループ制の見直しによる

技術主幹	上司の命を受け、専門的技術に係る特定事項についての調査、企画及び立案に参画し、並びに技術主任主査及び技術主査の事務を整理する。
技術主任主査	上司の命を受け、専門的技術に係る特定事項についての調査、企画及び立案に参画し、並びに技術主査の事務を整理する。
(略)	

2 教育監、理事及び参事は事務職員を、副参事、主幹、主任主査及び主査は事務職員、指導主事、社会教育主事又は管理主事を、
技術参事、技術副参事、技術主幹、技術主任主査及び技術主査は技術職員をもって充てる。

第十九条（略）
第二十一条（略）

2 (班の設置等)
第二十二条（略）

3 2 第一項の班に副班長を置き、その職務は、班の事務を整理し、班長を補佐することとする。

(職及び職務)
第二十三条 地方機関には、次の表の上欄に掲げる職を当該中欄に掲げる組織に置き、その職務はそれぞれ当該下欄に定めるとおりとする。

職	組織	職務
(略)		
総括次長	地方機関	上司の命を受け、地方機関の事務を整理し、地方機関の長を補佐する。

技術主幹	上司の命を受け、専門的技術に係る特定事項についての調査、企画及び立案に参画し、並びに技術主任主査及び技術主査の事務を整理する。
(略)	

2 教育監、理事及び参事は事務職員を、副参事、主幹、主任主査及び主査は事務職員、指導主事、社会教育主事又は管理主事を、
技術参事、技術副参事、技術主幹、技術主任主査及び技術主査は技術職員をもって充てる。

第十九条（略）
第二十一条（略）

2 (班の設置等)
第二十二条（略）

(職及び職務)
第二十三条 地方機関には、次の表の上欄に掲げる職を当該中欄に掲げる組織に置き、その職務はそれぞれ当該下欄に定めるとおりとする。

職	組織	職務
(略)		

○グループ制の見直しによる

○グループ制の見直しによる

2 副参事、 総括主幹、 主幹、主任主査 及び主査は事務 職員を、 技術職員を もつて充てる。	(略)	技術主任 主査	上司の命を受け、 専門的技術に係る特 定事項についての調査、 企画及び立案 に参画し、並びに特に 命ぜられた事項を 処理する。	主任主査	(略)	職 務	第二十九条の二 前三条に規定する職の ほか、学校における 専門的事項を処理さ せるため必要と認め るときは、次の表の上 欄に掲げる職を置き、 その職務は、それぞれ 当該下欄に掲げると おりとする。	2 所長は事務職員又は 技術職員を、総括次 長は事務職員を、次 長は事務職員、技術 職員、指導主事、社 会教育主事又は管理 主事をもつて充てる。	第二十四条 第二十九条 (略)	次長	地方機関	上司の命を受け、 地方機 関の一部の事務を 整理し、地方機 関の長の補佐する。

2 副参事、 総括主幹、 主幹、主任主査 及び主査は事務 職員を、 技術職員を もつて充てる。	(略)	主任主査	上司の命を受け、 特定事項についての 調査、企画及び立案 に参画し、並びに 特に命ぜられた事項 を処理する。	主任主査	(略)	職 務	第二十九条の二 前三条に規定する職 のほか、学校におけ る専門的事項を処理 させるため必要と認 めるときは、次の表 の上欄に掲げる職を 置き、その職務は、 それぞれ当該下欄に 掲げるとおりとす る。	2 所長は事務職員又は 技術職員を、総括次 長は事務職員を、次 長は事務職員、技術 職員、指導主事、社 会教育主事又は管理 主事をもつて充てる。	第二十四条 第二十九条 (略)	次長	地方機関	上司の命を受け、 地方機 関の一部の事務を 整理し、地方機 関の長の補佐する。 ただし、総括担当を 命じられた者以外の 者は、地方機関の一 部の事務を整理し、 地方機関の長の補 佐するものとする。

○グループ制の見直しによる

第二十九条の三、第三十五条の四 (略)

2 (班の設置等)
第三十五条の五 (略)

3 第一項の班に副班長を置き、その職務は、班の事務を整理し、班長を補佐することとする。

次長	総括次長	(略)	職
教育機関	教育機関の部	教育機関	組織
		上司の命を受け、教育機関の事務を整理し、教育機関の長及び副所(館)長を補佐する。	職務
		上司の命を受け、教育機関の一部の事務を整理し、教育機関の長又は教育機関の長及び副所(館)長を補佐する。	

第二十九条の三、第三十五条の四 (略)

2 (班の設置等)
第三十五条の五 (略)

(職及び職務)
第三十六条 学校以外の教育機関には、次の表の上欄に掲げる職を当該中欄に掲げる組織に置き、その職務はそれぞれ当該下欄に定めるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要がないと認める教育機関には、副所(館)長を置かないことができる。

次長		(略)	職
教育機関			組織
			職務
		上司の命を受け、教育機関の事務を整理し、教育機関の長及び副所(館)長を補佐する。	
		上司の命を受け、教育機関の一部の事務を整理し、教育機関の長又は教育機関の長及び副所(館)長を補佐する。	

○グループ制の見直しによる

○グループ制の見直しによる

名称	位置	指定管理者	所管課

別表第三（第四十一条関係）

(略)			(略)

名称	位置	指定管理者	所管課
宮城県宮城野 原公園総合運 動場（宮城球 場及び駐車場 以外の施設）	仙台市	公益財団法人 仙台市スポー ツ振興事業団	同
宮城県第二総 合運動場（宮 城県仙南総合 プール及び宮 城県長沼ポー ル以外の施	仙台市	宮城県スポー ツ協会・ミズ ノグループ	同
宮城県ライフ ル射撃場	石巻市	宮城県ライフ ル射撃協会	スポーツ 健康課

別表第三（第四十一条関係）

(略)	宮城県総 合運動場 指定管理 者選定委 員会	宮城県ス ポーツ推 進審議会	(略)
	の選定に関するもの 者に指定しようとするもの 動場を管理させる指定管理 十九条の規定による総合運 六年宮城県条例第二号）第 総合運動場条例（昭和五十	スポーツ基本法（平成二十 三年法律第七十八号）第三 十一条の規定による地方ス ポーツ推進計画その他のス ポーツの推進に関する重要 事項の調査審議に関するこ と。	
		スポーツ 健康課	

○組織改編による

宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正の概要

1 改正内容

(1) 組織改編に伴う改正

スポーツ振興に関する業務を教育委員会から知事部局へ移管することに伴い、関係規定を改正するもの。また、幼児教育の推進に関する業務を教育企画室から義務教育課へ移管することに伴い、分掌事務の一部を改正するもの。

【改正：第7条，第8条の2，第11条，第13条の3，第17条，別表第二（第40条関係），別表第三（第41条関係）関係】

(2) グループ制の見直しに伴う改正

職責の明確化と対外的なわかりやすさの向上を図るため，一部の職名を変更するなど，関係規定を改正するもの。また，副班長の役割を整理するため，関係規定を改正するもの。

【改正：第7条の2，第16条，第17条，第18条，第22条，第23条，第29条の2，第35条の5，第36条，第38条関係】

2 施行期日

令和3年4月1日